

罰則付きの「残業時間上限規制」で議論活発化、労基法

「働き方改革」について政府は、9つの検討テーマを掲げています。その中でも、最も耳目を集めているのが「同一労働同一賃金の導入」と「残業時間の上限規制」の2点と言えるでしょう。前者は民事訴訟が起きた場合の法整備（労働契約法、パートタイム労働法、労働者派遣法の3法一括改正）を主眼にしており、今年1月の『HIRAYAMA NEWS』で経緯と底流、今後の見通しをお伝えしています。今回は、もう一つの注目案件である「長時間労働是正」に向けた罰則付きの「残業時間の上限規制」について、政府はどのような内容と日程感を想定しているのかなど、3月からの動きを見極める上で重要な着眼点を解説します。

政府の「働き方改革実現会議」（議長・安倍晋三首相、昨年9月設置）は、2016年、17年、18年の3年間を「改革の集中期間」と位置付けて動き出しています。今年はその「中間の年」となるため、法改正が必要な案件に関する「法案策定の準備と国会提出」の動きが軸となります。国会での本格的な議論は今秋の臨時国会から年明けの通常国会にかけて展開され、政府は各種改正法の施行について2年後の19年4月を目指しています。

実現会議がテーマに挙げている9つとは、

- (1) 同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善
 - (2) 賃金引き上げと労働生産性の向上
 - (3) 時間外労働の上限規制の在り方など長時間労働の是正
 - (4) 雇用吸収力の高い産業への転職・再就職支援、人材育成、格差を固定化させない教育の問題
 - (5) テレワーク、副業・兼業などの柔軟な働き方
 - (6) 働き方に中立的な社会保障制度・税制など女性・若者が活躍しやすい環境整備
 - (7) 高齢者の就業促進
 - (8) 病気の治療、子育て・介護と仕事の両立
 - (9) 外国人材の受け入れの問題
- 一となっています。

「残業時間の上限規制」を巡る動きと3月の注目点

政府は2月、長時間労働是正のため残業の上限を月60時間、年間720時間とする労働基準法改正を伴う新制度案を実現会議に提示しました。厚生労働省告示で定めている現在の残業時間の上限（月45時間、年間360時間）を法律に明記する一方、特例で「年720時間（月平均60時間）」まで認めるものです。

労基法は現在、労働時間を1日8時間、週40時間と定めており、残業させる場合は労使協定（36協定）を結べば月45時間、年間360時間まで可能。さらに特別条項を付けると、最大6カ月まで無制限に残業させることができ、これが長時間労働の温床となっているとの指摘があります。

政府案では、残業時間の上限を法律で定め、違反企業に対する罰則を設ける方針です。特例で月平均60時間までの残業を認めるものの、これには労使協定を義務付けます。また、

特例でも月あたりの上限時間を設けるとしていましたが、労働組合・連合の反発もあって公式的にはまだ提示されていません。

実現会議は3月末までに、各種検討テーマの具体的な内容と施行までのスケジュールをまとめた「実行計画」を策定する方針ですが、特例の月の上限を100時間とするのか、あるいは80時間とするのか。経団連と連合の攻防とその着地点が注目される1カ月となります。そこまでに折り合いが着けば、法案策定の最初のステップとなる労働政策審議会へと流れていきます。

実現会議で使用者側は「労働時間の上限規制は必要と考えるが、例えば、リコールとかサイバー攻撃などの緊急事態や繁忙期、あるいは業種によっては一律の規制が適さないケースもある。業務の継続性に支障をきたさない配慮もあるべき」との見解。一方、労働者側は「これ以上働かせてはならないという上限時間を罰則付きで設定すべき。上限時間については例外でも1カ月100時間などは到底あり得ない」との姿勢を崩していません。

今回の政府案を見越して、すでに一部大企業では残業縮小に向けて生産性の向上に取り組んでいる企業がある半面、長時間労働の「メッカ」である建設、運輸、サービスなど、現在でも人手不足にあえいでいる業界・企業にとっては死活問題になりかねないケースが出てくることも考えられます。

長時間労働是正に向けた「罰則付き上限規制」は既定路線

政府の実現会議とは別に、厚生労働省が昨年9月に設置した「仕事と生活の調和のための時間外労働規制に関する検討会」は今年2月、労働基準法を改正して残業の上限規制を強化すべきとする「論点整理」をまとめました。

それによると、「長時間労働を前提とする企業文化を変え、企業の業務プロセスの見直しや意識改革を進めることが必要」との認識に立ち、「同業他社などとの競争が厳しい中、各企業の自主的な取り組みに任せるだけでは限界があるため、36協定における時間外労働規制のあり方について法改正の検討が必要」と提言しています。

罰則付きの法改正は、各方面から声が挙がる格好となり、既定路線となっています。

取材・文責 株式会社アドバンスニュース



製造請負優良適正事業者 第 2010001(02) 号
平成 25 年度厚生労働省受託事業
請負事業適正化・雇用管理改善推進事業
製造請負優良適正事業者認定制度

株式会社 平山 TEL:03-5783-3571 (代) <http://www.hirayamastaff.co.jp>
東京本社：〒108-0075 東京都港区港南 1-8-40 A-PLACE 品川 6 階

